

第3回マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会議事要旨

1 日時

平成22年3月29日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

座長	安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	金子 正 志	弁護士
(五十音順)	神 垣 明 治	社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	辻 松 雄	全国銀行協会業務部長
	藤 原 静 雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	古 谷 由紀子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事

4 配付資料

論点整理資料

5 議事要旨

以下の(1)～(7)の情報を事業者に取得させることの適否及び取得させる場合の条件、方法、対象事業者の範囲等について議論があった。

(1) 取引目的に関する情報

- ・ 取引目的まで聞かなければ、マネロン対策の第一歩とはいえない。
- ・ 取引目的に関する情報を取得すれば、異常な取引を効果的に抽出することができる。
- ・ 取引目的に関する情報を取得することは、顧客管理措置として必要かつ適切であると考えられる。他方で、具体的な確認方法については効果と負担を考慮しつつ検討する必要がある。
- ・ 取引目的は顧客の主観によるもので、公的な確認書類がないため、真偽の確認を義務付けた場合、事業者にとって過大な負担となる。顧客から申告を受け、何らかの資料があればそれを通常の注意をもって調べる程度の義務にとどめるべきである。
- ・ すべての顧客、すべての取引について、一律に確認する必要はない。過去の取引履歴等に基づき対象をマネロン・リスクの高い顧客に絞った方がよい。
- ・ リスクの高さによって対象を絞ることとすれば現場が混乱するため、一律に確認させるべきである。確認方法については、個人・法人の別、口座の種類等ごとにチェックリストを作成し、そのリストにチェックする方法をとればよい。
- ・ F A T Fを納得させるためだけに取引目的に関する情報を収集するのか、実効性

のあるものとするのかによって確認方法は異なる。

- ・ 反社会的勢力に対しては、取引目的を尋ね、自己申告させるだけでも抑止効果がある。

(2) 真の受益者に関する情報

- ・ 真の受益者の把握が重要であることは理解しているが、真の受益者を裏付ける公的な資料がないことから、単に口座を設けたり、振込みを行うだけの場合には、真の受益者を把握することは困難である。
- ・ 真の受益者については、必死になって隠されることが予想されるため、情報の取得は難しいのではないか。
- ・ イギリスでは、25パーセントを超える株式を有する者だけでなく、その他法人の経営に影響を及ぼす者も真の受益者とされているが、その他経営に影響を及ぼす者については確かめようがないのではないか。イギリスでは、どのような方法で真の受益者を確認しているのか。条文に書いただけではないのか。我が国では、条文に書けば事業者は履行しようとするであろうから、取りあえず条文に書くだけというわけにはいかない。
- ・ 顧客から聴取するだけでは、真の受益者について確認すべしとの要請に応えたことにならないのではないか。
- ・ 支配関係には様々な形態があるため、だれが真の受益者であるか尋ねても、顧客自身も簡単に答えられるものではない。したがって、顧客から聴取するだけとした場合、かえって金融機関は困ることとならないか。
- ・ 不動産取引においても、非上場会社の実質的な支配者を確認することは難しい。
- ・ すべての事業者、すべての取引を対象とすることは現実的ではない。

(3) 代理権に関する情報

- ・ 取締役会の議事録や委任状によって確認するというのであれば、その範囲では可能である。しかし、その真偽まで確認しなければならないとすると過大な負担となる。
- ・ 不動産取引では、業法で顧客本人の意思を確認することが求められており、他の取引と同様に扱う必要はないのではないか。
- ・ 委任状は容易に偽造することができることから、実務では委任状の確認はできるが、真偽の確認はできない。
- ・ 一般に、企業との間の取引においては、取引相手が経理課長等一定の地位にある者であるか否かという点に着目して確認を行っている。そのような場合についてまで委任状を求めることには消極である。
- ・ 一般の個人は、委任状の作成に慣れていない。そのような個人にまで委任状の作成を強制することには消極である。
- ・ 非対面取引が主であるクレジットカード契約等代理権を確認することの実効性が乏しい業種や取引がある。実効性のない場合にまで無理に求めても意味がないのではないか。

- ・ 個人顧客の場合と法人顧客の場合とで義務の存否を分けてもよいのではないか。

(4) 法人の法的形態、役員、定款に関する情報

- ・ 法的形態は登記事項証明書で確認することができる。また、法人であれば定款を入手することができる。しかし、役員が多い場合や社外取締役がいる場合、また、個人情報保護の流れもあり、役員全員の本人確認はかなり困難である。
- ・ 対象に権利能力なき社団、任意団体等を含めた場合、その役員、定款等の確認を義務付けることは難しいのではないか。
- ・ 権利能力なき社団等については、規約並びに団体の代表者又は代理人の確認が必要になると考えられる。
- ・ 医療法人等登記で全役員を確認することができない法人もある。
- ・ 登記で確認することのできない法人についても、設立時に行政に提出した書類によって確認することができるものもある。
- ・ 確認できる書類がなければ、結局、申告を受ける方法にとどめるしかない。
- ・ 役員の本人特定事項に係る情報まで求めるものではなく、だれが当該法人の役員であるかが分かればよいのではないか。そうであれば、一部の例外はあるかもしれないが、多くの場合には何らかの確認手段があるのではないか。
- ・ すべての法人について、一律に確認してもらうことができるか否かについては、調べてみなければ分からない。

(5) 職業（事業内容）に関する情報

- ・ 職業については、公的な証明書類がないことから真偽の確認は困難であり、顧客から申告を受ける方法にとどめるしかない。
- ・ 法人の事業内容は登記事項証明書等で確認することができる。
- ・ 職業については、「会社員」であるとか、「公務員」であるとか大雑把かつ典型的な職業を記載したリストにチェックを入れるという方法であれば、この情報の収集についての事業者の反応も異なるのではないか。
- ・ 職業に関する情報は、我が国ではセンシティブな情報と考えられている点で外国とは事情が異なる。
- ・ すべての取引について顧客の職業を確認するのではなく、リスクベース・アプローチをとるべきではないか。

(6) 資産、取引原資その他顧客に関する情報

- ・ 資産や取引原資を公的に証明する書類がないため確認は困難であり、顧客から申告を受ける方法にとどめるしかない。
- ・ 取引原資についてはある程度把握することができるかもしれないが、資産状況については把握が困難である。
- ・ 収入に着目すれば、課税証明書によって確認することができる。
- ・ 資産に関する情報はセンシティブな情報である。

(7) P E P sに関する情報

- P E P s の情報を入手することは非常に難しい。
- P E P s の範囲が不明確である。
- 国家元首、国会議員等を対象とすることは可能かもしれないが、その近親者等まで含めることは不可能である。
- 近親者等を対象とする必要はない。